

事務連絡
令和3年10月4日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の一部改正について

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記基準につきましては、下記法令の施行により、令和3年9月30日付けで別添のとおり一部改正されました。

つきましては、ご多忙の折り誠に恐縮ですが、貴会会員の皆様に周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の改正は、関係法令の施行に伴う項番号の移動のみであり、実質的な改正事項はありません。

記

- ・「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(9/1 施行)
- ・「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の改正 (9/30 施行)

以上

【添付資料】

別添1 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準(令和3年9月30日改正)

別添2 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 新旧対照表

【担当】事業部 堤

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp